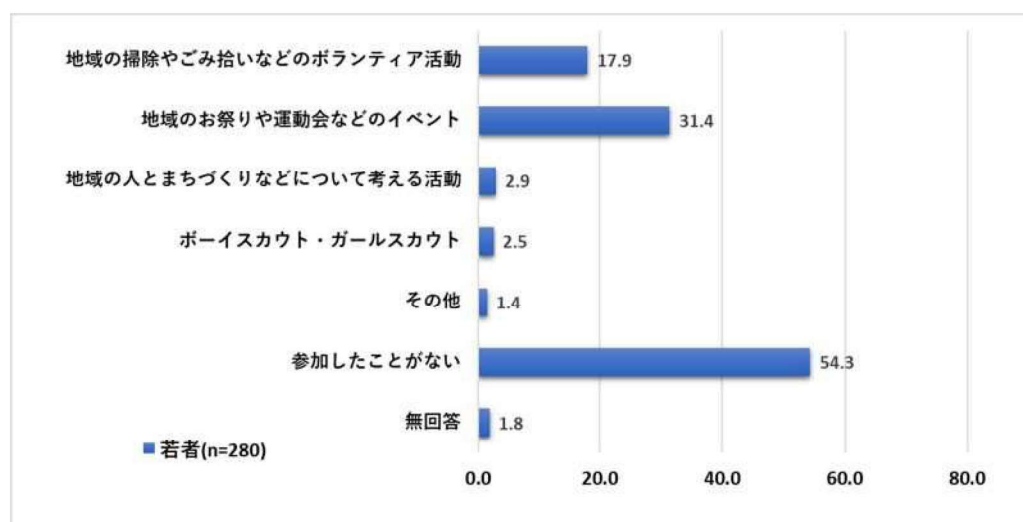
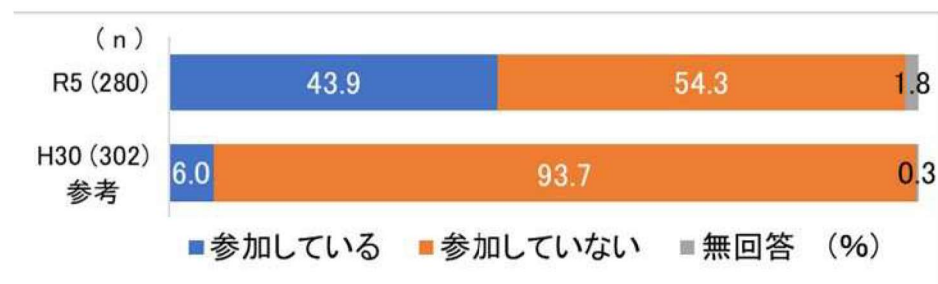


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

地域活動への参加状況

若者の半数がこれまでに地域活動に参加したことがあると回答しています。具体的には、「地域の清掃やごみ拾いなどのボランティア活動」、「地域のお祭りや運動会のイベント」へ参加したことがあると回答した若者の割合が高くなっています。

- 【R5】 これまでに参加したことがある活動
- 【H30】 この一年間に参加したことがある活動（参考）



選挙への参加状況と参加意向

「毎回行っていた」が最も多く 47.1%、次いで「ときどき行っていた」が 36.4%、「行っていない」が 15.7%となっています。また、80.7%の若者が今後国政選挙や地方選挙へ「行く」と回答しています。

- これまでに国政選挙や地方選挙に行っていますか



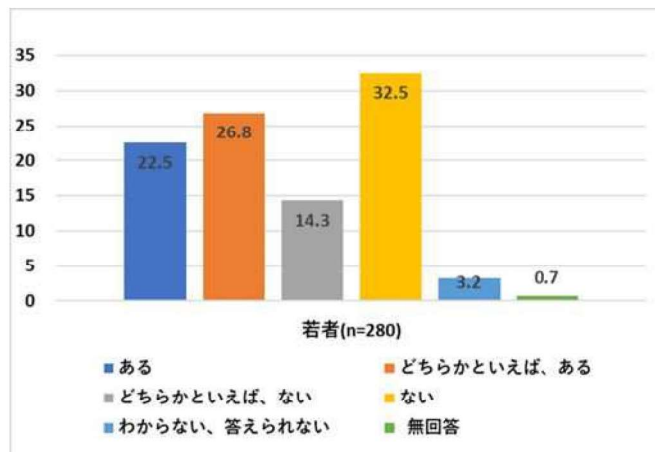
■今後、国政選挙や地方選挙に行きますか



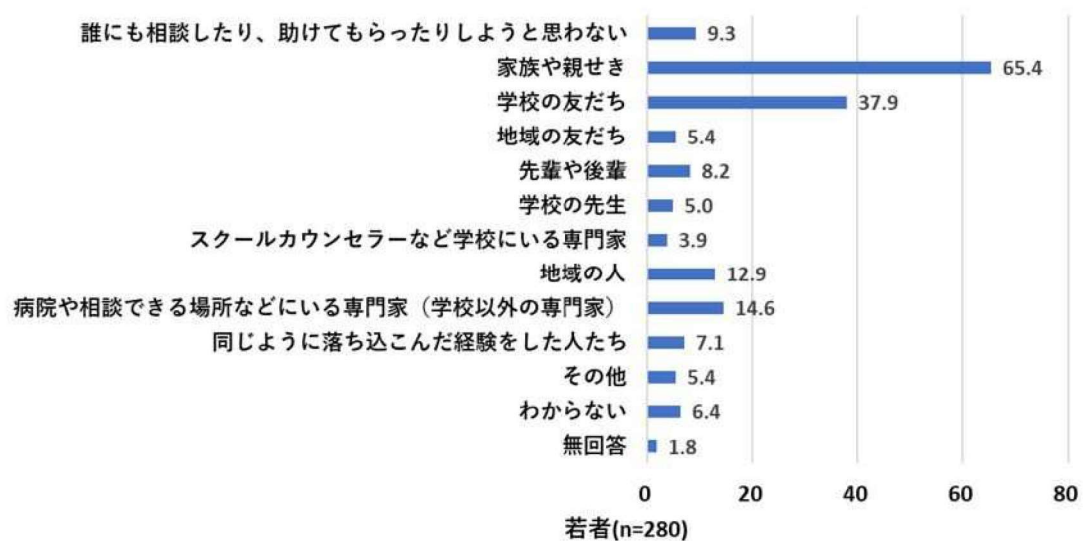
悩みや困っていることについて

若者の約5割が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験があると回答しています。その時の相談先は、「家族や親せき」、「学校の友達」へ回答した割合が高くなっています。

■今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか



■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか



(3) 子ども・若者の意識・意向＜ヒアリング調査の結果＞

調査目的

アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや、困難を抱える子ども・若者の実態や意識を把握することを目的に、関係機関や団体の協力を得て、子ども・若者へのヒアリングを実施しました。

調査実施場所

(1) 子どもの居場所

①子どもスキップ、②中高生センタージャンプ、③子ども食堂、④プレーパーク

(2) 困難を抱える子ども・若者

- ①障害を持つ児童を受け入れている子どもスキップ
- ②外国籍の子どもを対象に支援を行う団体
- ③多様な性自認・性的指向の子どもを支援する団体
- ④不登校・ひきこもりの経験がある子ども
- ⑤虐待・DVなどの被害を受けた子ども

調査結果（ヒアリングから分かったこと）

【子どもの権利に関すること】

○いずれのヒアリング対象施設・団体においても「豊島区子どもの権利に関する条例」を知らない、なやミミやパンフレットを見たことはあるが権利についてはよく知らない、という意見が多数であり、アンケートと同様の認知度の低さが見られました。

【子どもの意見表明・参加の促進に関すること】

- 周りの大人へ自分の意見を言える子どもと言えない子どもがいました。意見を言えない子どもの回答について、「心配されるので言えない」など、自分から大人へ意見の出し方に悩んでいる回答が多くありました。一方で、「意見を言ってもしょうがないけど、必要なことを、人を選んで聞いている」など、意見表明を行うことについて前向きにとらえて自分なりに行動している意見も見られました。
- 地域の行事へ参加しているとの回答が多くあり、地域の神社のお祭りや各施設のイベントに参加した経験を持っている子どもが多くいました。

【子どもの居場所に関すること】

- 放課後は、ヒアリング施設や公園でのサッカーやドッジボール、友人とのカードゲームの他、家で過ごすという回答が多くありました。
- ホッとできる場所としては、自分の家やヒアリングを行った施設を挙げる回答が多くありました。

【子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること】

- 少数ながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験等を話す子どもがいました。
- また、「先生は子どもにやってはいけないということを自分はする」、「区役所に相談したけど何もしてくれなかった」といった先生や区の対応に対する回答もありました。

【悩みや不安、相談に関すること】

- 悩みや不安はない、無回答が多数でした。小学生では、友達や先生との関係や「中学生になったら友達ができるのか心配」、中高生以上では、将来への不安や自分の人間性、学校がつまらない等の回答がありました。
- 悩みの相談先は、親や兄弟、仲の良い友達、先生という回答が多数ありました。一方で、「誰にも言えない」等の回答もありました。また、相談窓口を知っている子どもはほぼいませんでした。
- 性的マイノリティの子どもからは、「親にも誰にも相談できる状況ではなく、親や学校へ性的マイノリティに対する理解促進が必要である」という回答がありました。
- 利用しやすい相談先は、家や学校等身近なところで相談をしたいという回答がある一方で、親などに絶対言わないでほしいという回答もありました。区の相談窓口については、区立小中学校生徒全員へ導入されているタブレット端末を活用した相談システムである「アシスとおはなし」への好意的な回答や、相談できる人が近くにきてほしいといったアウトリーチへの要望等、多様な回答がありました。

【子どもの自己肯定感について】

- 多くの子どもが「自分のことが好き」「毎日が楽しい」と回答しました。しかしながら、「自分のことが嫌い」といった声もありました。
- 親や友達など、周りから大切にされているかという問いについては、多数が「大切にされている」と回答しました。なかには、「親からは大切にされていない」「施設のスタッフからは大切にされているが、自分がそれに応えられていない」という意見もありました。

【豊島区の施策に関すること】

- 区役所にやってほしいこととして、公園に対する要望が多く出され、特に「野球やサッカーができる公園を増やしてほしい」との声がありました。その他、自分が利用する施設を増やしてほしいという声が多くありました。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

第3章 施策の方向

第3章 施策の方向



1 計画の基本理念

○子ども・若者は今を生きる主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。そして、次の時代を担うかけがえのない宝です。

○子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、主体として尊重されることが必要です。

○豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。

○子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。

○すべての子ども・若者が、社会の一員として主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【基本理念】

子ども・若者とともにつくる
自分らしく成長できるまち豊島区



2 施策の目標

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次の5つを目標として施策を推進していきます。

(1) 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援します

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

○子どもや子どもに関わるおとなが子どもの権利への理解を深めることで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。

○子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それをおとなが受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。

○子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実させていきます。

○大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

(2) 誰も取り残さず、子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援をします

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。それら子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

(3) 安心して子育てできる充実した環境を整備します

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

(4) 子どもの充実した学びや体験を後押しします

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

（５）若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参加をサポートします

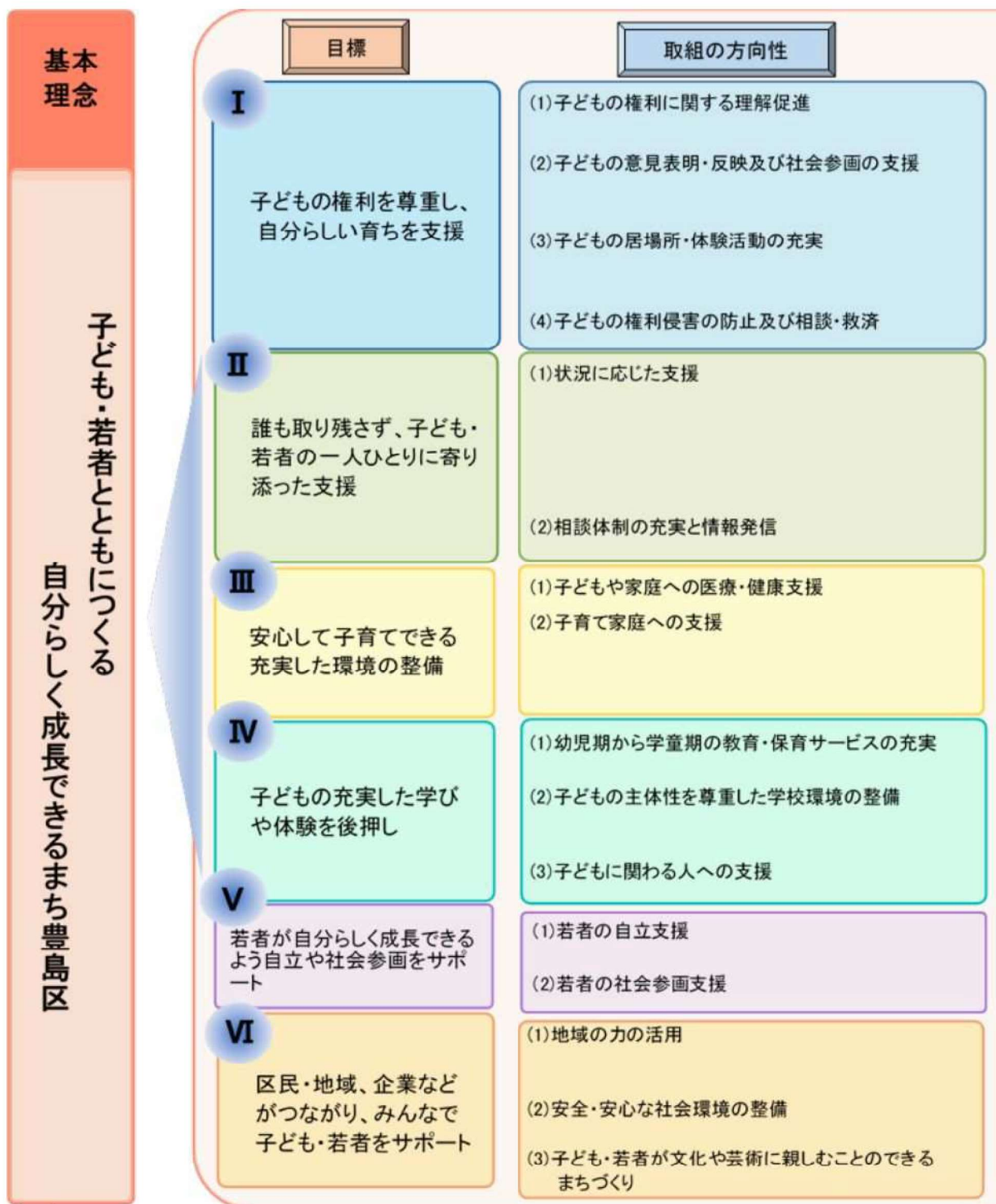
若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに就労支援・相談の支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参加を促進します。

（６）区民・地域、企業などがつながり、みんなで子ども・若者をサポートします

すべての子ども・若者の権利が保障され、豊かな文化の中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業を支援し、連携・協働の取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故防止等を進めて、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



3 施策の体系



具体的取組

- (1)①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- (1)②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援
- (2)①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援
- (3)①子どもの居場所の充実
- (3)②屋外遊び場の充実
- (3)③活動・体験機会の充実
- (3)④学習支援の充実
- (4)①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- (4)②相談・救済体制の整備

- (1)①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援
- (1)②社会的養育の推進
- (1)③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援
- (1)④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
- (1)⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援
- (1)⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
- (1)⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援
- (2)①相談体制の充実と情報発信

- (1)①妊娠期からの切れ目のない支援
- (1)②子どもの健康確保のための取組
- (2)①子育て支援サービスの充実
- (2)②家庭教育支援
- (2)③相談支援
- (2)④生活困窮家庭への支援(Ⅱから移動)
- (2)⑤ひとり親家庭への支援(Ⅱから移動)

- (1)①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (1)②幼児教育・保育の質の向上
- (1)③幼稚園・保育所と小学校の連携
- (2)①子どもの権利に関する学びの支援
- (2)②意見表明と参加の促進
- (2)③学校における体験機会の提供
- (3)①子どもに関わる人への支援
- (3)②子どもに関わる人のための環境整備

- (1)①日常生活への支援
- (1)②経済的自立への支援
- (2)①居場所・活動の場の充実
- (2)②社会参画の推進

- (1)①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
- (1)②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成
- (1)③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2)①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
- (2)②有害環境等への対応
- (2)③事故予防・防犯の推進
- (3)①文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、3施策の体系のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

・「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	現状	指標の現状	目指す方向性 (令和11年度)	計画期間で 目指す方向性
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 44.8% ・中高生 31.2%		↗

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業		事業ごとの「事業目標」		
事業名		事業目標	事業内容	
3	「子どもの権利」に関する 研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
		①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回
担当課	子ども若者課 指導課			

事業ごとの「目標値」

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
5	保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

※ 上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に

新規

と記載しています。



4 取組の方向性と施策

<目標 I> 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援

取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する理解促進

【現状と課題】

「子どもの権利に関する条例」の制定から 10 年以上が経過しましたが、本条例は区民に十分浸透しているとは言えません。アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者・子どもともに 1 割程度、子どもに関わる地域団体では 5 割未満と認知度が低い状況にあります。5 年前の調査と比較しても、保護者・子どもともに認知度が低下しており、子どもの権利に関する理解が進んでいない状況がうかがえました。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が 6 割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

【方向性】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を考えていくことが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わるおとなに浸透するよう、様々な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

子どもにとって学校が重要な場であることを鑑み、子どもへの普及啓発にあたっては学校が取り組みやすいような手法を検討します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	令和 5 年度	- 子ども 7.8% - 保護者 14.7% - 若者 1.8% - 区施設職員 77.0% - 地域団体 57.3%	↗
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の人の割合	令和 5 年度	- 区施設職員 54.7% - 地域団体 20.5%	↗
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和 5 年度	- 小学 6 年生 69.8% - 中学 3 年生 74.2%	目標値 80.0%

根拠：計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発		子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
		目標	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
		多様な媒体による広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNSを活用した広報
担当課	子ども若者課			

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
2	「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（１１月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども若者課

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3	「子どもの権利」に関する 研修・講座の実施	子どもに関わるおとな に子どもの権利を学ぶ 機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して 子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する 講座を実施します。	
		目標	現状値（令和５年度）	目標値（令和１１年度）
		①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①１０回 ②３回 ③１回	①１０回 ②７回 ③３回
担当課	子ども若者課 指導課			

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
4	学校における「子ど もの権利」に関する 学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作 成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団 体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニュー を作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓 発を推進します。	子ども若者課 指導課
5	保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子ど もが様々な暴力から自分を守るための CAP プログラムを 区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体 験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

(調 整 中)

取組の方向性**(2) 子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進****【現状と課題】**

豊島区では、子どもの意見表明・参加促進のために、子どもの参加推進事業や、子どもスキップ・中高生センタージャンプにおける利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供してきました。

アンケート調査においては、家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえると回答した子どもが6割を超えており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方、ヒアリング調査では学校のルールに対して「意見を言う機会はない」と回答した子どもが多く、子どもの意見表明の機会確保について十分な状況とは言えません。

また、地域活動への参加については、アンケート調査において過去1年間地域活動に参加したことがないと回答した子どもが小学生で1割程度、中高生では4割程度と年代が上がるにつれて地域活動に参加しなくなる傾向がありました。

【方向性】

子どもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。施設等においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参加促進の支援を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 86.5% ・中高生 92.7%	→
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 52.2% ・中高生 51.6%	↗
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」を回答した区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 19.9%	↗
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	・小学生 35.2% ・中高生 33.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

第3章 施策の方向

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
6	としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①17人 ②2件	①30人 ②3件

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
7	利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	子ども若者課 放課後対策課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
8	子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	子ども若者課
9	青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	学習・スポーツ課

(調 整 中)

取組の方向性

(3) 子どもの居場所・体験活動の充実

【現状と課題】

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園に関する満足度は5年前の調査より向上しており、取組の効果も表れています。

一方で、子ども・保護者ともに子どもの屋外遊び場や活動の場の整備を望む意見は依然として多く、子どもが自由に遊び、活動できる場の不足感は拭えません。

ヒアリング調査においても学年が上がるにつれて遊ぶ場や集まる場所の不足を感じている子どもが多くなる傾向にあり、年齢に応じた子どもにとって魅力のある居場所づくりも課題となっています。

【方向性】

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう、内容の充実に取り組みます。

また、子どもの豊かな情操を育むために、文化や芸術、スポーツなど多様な体験・活動の機会を提供していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度	・就学前 60.1% ・小学生 40.5% ・中高生 39.1%	↗
ホッとできる場所はどこですかの設問のうち、ないと回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 1.9% ・中高生 1.2%	→
区の施設や事業の満足度	令和5年度	・子どもスキップ 62.5% ・中高生センター 66.1% ・公園 66.1% ・学校の校庭開放・施設開放 66.9%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査